

国立大学法人神戸大学における随意契約の適正化等の一層の推進について

平成 21 年 1 月 22 日制定

平成 26 年 3 月 28 日改正

契約担当役通知

国立大学法人神戸大学（以下「本学」という。）においては、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 19 日付 19 文科会第 506 号文部科学省大臣官房長通知）を受け、平成 21 年 1 月 22 日より随意契約の見直しに向けて鋭意取り組んできたところですが、この度、下記のとおり更に見直し及び推進することとしましたので、遺漏のないようお願いいたします。

併せて、引き続き競争性の確保に十分留意しつつ、入札や契約の公正性、競争性及び透明性の向上を図るようお願いいたします。

記

1. 本学会計規則第 39 条第 4 項及び契約事務取扱規程第 27 条第 2 項の規定に定める少額随意契約限度額の範囲を超える契約の手続きは、次のとおりとする。

①一般競争契約（最低価格落札方式）

②一般競争契約（価格交渉落札方式）

原則として、一般競争契約（最低価格落札方式又は価格交渉落札方式）を実施すること。

なお、価格交渉落札方式については、「国立大学法人神戸大学価格交渉落札方式による契約に関する取扱要項」（平成 22 年 4 月 1 日制定）により実施すること。

③一般競争契約（総合評価落札方式）

総合評価落札方式については、従前より「政府調達に関する協定」が適用される調達（情報システム、電気通信機器、医療技術製品等）（以下「政府調達」という。）について、極めて限定的に運用されてきたところであるが、本学においては、さらに調査、研究開発、広報の業務委託についても、「調査、研究開発、広報の業務委託に関する入札に係る総合評価落札方式の導入について」（平成 21 年 1 月 22 日制定）及び総合評価落札方式実施マニュアル（同日制定）により、総合評価落札方式による一般競争入札を実施すること。

当該業務委託の総合評価については、「国立大学法人神戸大学における大型設備の取扱要項」（平成 16 年 4 月 1 日制定）に準じて、仕様策定委員会及び技術審査委員会を組織し、実施すること。

④指名競争契約

本学会計規則第 39 条第 2 項の規定に基づく指名競争契約について、本学においては、より競争性及び公平性を確保するため、原則として採用しないこと。

⑤企画競争

業務委託のうち、総合評価落札方式では本学の事業目的の達成がむずかしいと判断される案件で、詳細かつ明確な仕様書を作成することが困難なため民間企業が有しているノウハウ・企画等の提案を採用することにより、本学が要求するサービス等が実現可能となる調達を対象に企画競争を実施すること。

なお、企画競争については、「国立大学法人神戸大学企画競争に関する取扱要項」（平成22年4月1日制定）により実施すること。

⑥随意契約

物品の購入に当たって特定の銘柄を選定する必要がある場合は、予算責任者は複数の者を指名し、その選定に適正を期すべきである。

さらに契約手続きに当たっては、以下の各号（ア～ウ）の場合を除き競争の余地があると考えられるので、当該契約が「本学会計規則第39条第3項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、随意契約によることのないようにすること。

ア.調達物品が輸入品であって、国内における当該物品の取扱業者が一社であることが証明されている場合

イ.調達物品が国産品であるが、国内における当該物品の取扱業者が一社であることが証明されている場合

ウ.調達物品の取扱業者が地区等(兵庫県下以上の範囲に限る。)ごとに一社であることが明確に証明されている場合

代理店証明書、特約店証明書等をもって、契約の性質又は目的が競争を許さないものに該当するものとして取り扱うことができるのは、おおむね上記の場合に限定すること。

2. 特定の契約方式を採用する契約（上記1適用外の契約）

次に掲げる契約については、上記1の規定にかかわらず、「温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）」を採用すべきものとし、以下の契約方式を実施すること。

①電気の供給を受ける契約

裾切り方式を実施すること。

②自動車の購入及び賃貸借に係る契約

購入価格及び環境性能について総合的に評価する、総合評価落札方式を実施すること。

3. 複数年度契約の拡大

複写機の賃貸借契約、サーバ等情報機器の賃貸借契約、各種機器・設備の保守、清掃・警備等役務契約、電気・ガス等の供給契約、単価による供給契約等については、予算の状況及び業務継続の必要性等を加味したうえで、可能な限り複数年度契約を推進するこ

と。

4. その他競争性のある契約方式等の取組

①競り買い（リバースオークション）

少額随意契約限度額の範囲においても、必要に応じて、「国立大学法人神戸大学競り買い（リバースオークション）による契約に関する取扱要項」（平成 23 年 4 月 1 日制定）により、業者間の競り下げ方式による価格競争を実施すること。

②メーカー競争又は一般仕様による調達

少額随意契約限度額の範囲を超える契約はもとより、少額随意契約限度額の範囲においても、物品の購入に当たって特定の銘柄を選定する場合を除き、可能な限りメーカー競争又は一般仕様による調達を実施すること。

5. 入札手続きの効率化

電子入札の導入については、莫大な費用を要することが想定されるので、その費用対効果も考えた結果、今回についても見送ることとし時代の趨勢によっては、再検討すること。

現在、入札公告については、本学独自のシステムを開発し、入札結果情報等も含めて本学ホームページ上にて公開しているが、より効率の良い「契約情報公開システム」を構築し、契約情報及び入札公告を本学ホームページ上で広く公開し、本学の諸活動の情報公開による公平性・透明性・利便性の向上を図ること。

ただし、工事関係の入札情報については引き続き文部科学省の「文教施設工事情報調達情報公開・収集システム」及び「電子入札システム」を使用すること。

6. その他

①工事請負契約及び設計業務等については、別途文部科学省（文教施設部）の取扱通知及び指示等に基づき運用がなされているところであるが、更なる随意契約の適正化及び随意契約の見直しに向けて、それら指示された事項等を除き、本通知に準じて取り扱うこと。

②政府調達については、別途当該協定で定められた手続等を行うこと。